2019 年
3 月号

- トピックス
- I. 台湾における新法「労働事件法」について
 - II. フィリピンにおける支配株主に対する登記制度の導入について
 - III. ベトナム 太陽光及び風力発電の FIT 制度に関する最新動向

I. 台湾における新法「労働事件法」について

執筆者: 孫 櫻倩、紀 鈞涵

1. はじめに

台湾では、2018 年 11 月 9 日に新法となる「労働事件法」(以下「本法」といいます。)が立法院¹において可決されました。本法の施行日は現時点では未定ながら²、公布³の 1 年後を目処に施行することを目指し、現在司法院にて下位法の整備を含む関連準備が進められているところです。本法は、労働事件分野における特別法として新設された、労働関係紛争の解決に関する手続法であり、施行後の適用順位としては、民事訴訟法に優先することになります。また、本法の内容には、労働事件分野における迅速な紛争解決と労使間における手続上の負担の実質的な調整(より具体的には、以下で説明するような、労働者側の手続上の負担の実質的な軽減)を図るべく新たに導入される新制度が多く含まれるため、労使間における紛争処理実務に与える影響は少ないものと推察されます。

そこで本稿では、司法院が「労働事件法に関する要点」としてこれまでに公表・説明した内容を中心に、本法について概説してまいります。

2. 労働事件法の要点

(1) 専門法廷等による審理

先ず本法に基づき、各審級の裁判所ごとに労働事件を専門に扱う労働法廷又は係を設置し、労働法分野における学識・経験を有する者をかかえる労働法廷における裁判官として優先的に選任することになります。

¹ 日本の国会に相当します。

² 手続法である本法の施行日については、同法 53 条により、司法院(台湾における最高司法機関)にてこれを決定すべきものとされています。

³ 本法は、2018 年 12 月 5 日付け華総一義字第 10700129441 号令により公布されました。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

(2) 労働事件の範囲の拡大

本法の対象となる労働事件の範囲には、労働関係に基づき発生する典型的な民事上の権利・義務に係る紛争のほか、たとえば性別による就業上の差別に係る紛争、求人者と求職者との間での紛争、セクシャルハラスメントに係る紛争、労働災害に係る紛争、組合活動や争議行為に係る紛争、競業禁止に係る紛争、その他労働関係に起因して生じる権利侵害行為等に関する紛争が広く含まれることとなります。但し、本法はあくまでも手続法の位置づけであり、原則として、実体法上の法律関係にまで影響を及ぼすものではありません⁴。

(3) 労働調停委員会の新設及び調停前置主義

労働事件に関しては、本法に基づき労働調停委員会を設置し、原則として訴訟提起前に労働調停手続きを前置しなければならないこととなります。かかる労働調停委員会制度は台湾における従来の民事調停制度に加え、主に日本の労働審判制度を参考として制定されたものであり、各事件ごとに労働法廷の裁判官 1 名と、裁判所が選定した労働関係に関する専門的な知識・経験を有する調停委員 2 名⁵により労働調停委員会を組成し、同委員会が労働調停を取扱うこととなります。

労働調停手続きにおける審理は原則として非公開で行われます。両当事者の合意が得られる場合、労働調停委員会は事件解決のための調停条項を定めることができ、他方、両当事者の歩み寄りによる合意が得られない場合にも、労働調停委員会は職権により、両当事者の主要な意思に反しない範囲内において、事件解決に向けた適切な調停案を提案することができます。その上で、当事者及び調停手続きに参加した利害関係者が当該調停案に対し異議を呈さないときは、当該調停案に基づく調停が成立したものとみなされます。

なお、仮に上記によっても労働調停が不成立に至った場合、当該労働調停に係る申立人が法定期間内に反対の意思を示さない限り、当該労働調停委員会に参加した裁判官が引続き後続する訴訟手続きについても担当することとなります。

(4) 労働事件処理期間の設定

労働者の多くが経済的に弱い立場にあることにも鑑み、本法は労働事件に係る紛争の早期解決に向けた取組みを特に重視しています。その結果、労働調停手続きは原則として、3 ヶ月以内に、3 回以内の期日をもって終結しなければならないものとされています。また、訴訟手続きが後続する場合にも、1 回の期日で口頭弁論を終結することを原則とし、第一審は 6 ヶ月以内に結審しなければならないものとされています。



パワースポットとしても有名な
台北屈指の人気寺院である行天宮

(5) 労働者にとっての訴訟手続上の各種負担の軽減

経済的弱者の立場にあることの多い労働者側による訴訟提起及び応訴に向けた障壁をできるだけ除去し、またその費用面の負担及び立証負担を軽減する観点から、本法は以下各点を認めています。これらについては、使用者側からみれば、逆に手続上の負担の増加にも繋がり得るため留意が必要です。特に、民事訴訟法上の原則によれば本来労働者側が負うべきと考えられる立証責任が本法により実質的に使用者側へと転換され得る点(以下③参照)には、十分ご注意ください。

① 専属的合意管轄の例外

締結済みの労働契約上で第一審裁判所についての専属的合意管轄条項が定められている場合であっても、具体的状況に照らし当該条項が著しく公平性を欠くときは、労働者は直ちに管轄権を有する他の裁判所に訴えを提起することができ、また労働者が被告となる際には、本案に係る口頭弁論前であれば、やはり管轄権を有する他の裁判所への移送の申立てを行うことが認められ

⁴ 但し、例外について後掲注 8 の括弧書き参照。

⁵ 裁判所が予め作成した専門家リストの中から選定されることとなります。

ます。

② 訴訟費用等の減免及び訴訟救助

雇用関係の確認や給与、退職金、解雇手当等に係る訴えについては、労働者側による訴えの提起、上訴及び強制執行の申立てに際し、訴訟費用又は執行費用の減額又は一時的免除(納付の猶予)が認められます。また、労働者又はその遺族が労働災害に起因する訴訟を提起する場合には、明らかに勝訴の見込みがないときを除き、裁判所は、申立てに基づきその決定をもって、訴訟救助を付与しなければならないものとされています。

③ 立証責任の軽減

先ず前提として、賃金に係る労使間での争訟の場合、使用者側は本法に基づき、労働基準法等の法令により使用者が本来記録し保存すべきとされている文書(たとえば、給与明細⁶や出退勤記録⁷等)を提出する義務を負うこととなります。

その上で、労働者が労働関係に基づき使用者から受領した給付については、本法により、全て労働の対価として得た賃金にあたと推定されることになり、もし使用者側がその給付が労働対価性及び経常性を伴わないものであるとして「賃金」該当性を否認しようとするのであれば、使用者側にてそのことを立証しなければならないこととなります。よって、使用者側としては、自らが作成する給与明細等において、労働対価性を伴わない恩恵的な給付又は非経常的な給付を通常の賃金の給付と分けて記録しておくといった工夫が求められることとなります。

さらに労働者による勤務時間についても、出退勤記録に記載された出勤時間から退勤時間までの時間数につき、当該労働者が使用者による同意を得て勤務したものと本法により推定されることとなり、もし使用者がかかると勤務時間数を否認しようとする場合には、自らその立証を行わなければならないこととなります。よって、使用者としては、労働者が私用によりオフィスから外出する時間や勤務外でオフィスで過ごす時間等についても、出退勤時間の記録と併せ管理・記録しておくべきであると考えられます。

(6)労働者の権利保全の強化

労働者の権利保全の強化を図るため、本法は新たに以下のような規定を設けています。

- ① 労働者が雇用関係存在確認の訴え、異動配転無効確認の訴え、復職の訴えを提起する場合に、当該労働者に仮の地位を認めるための仮処分の要件及びその内容を明確化する規定。
- ② 裁判所が労働者による給付請求について使用者側敗訴の判決を下す場合、職権により仮執行宣言を付さなければならないとする規定。
- ③ 裁判所が使用者側に対し特定の行為又は不作為を命じる際に、労働者側からの申立てに基づき、職権により、使用者側が判決確定後の一定期限内にその履行を行わなかった場合に補償金を労働者側に給付するよう命じることができるとする規定⁸

3. 小括

以上に概説したとおり、台湾では本法の施行により新たに労働調停委員会制度が導入されるほか、今後労働事件に係る紛争解決に向けた手続きの迅速化、及び労働者側の手続上の負担の実質的な軽減や労働者側に対する各種優遇が図られることとなります。

⁶ 労働基準法 23 条 2 項参照。

⁷ 労働基準法 30 条 5 項参照。

⁸ 本法 39 条 1 項参照。当該補償金の額については、本法 39 条 2 項により準用される民事訴訟法 222 条 2 項により、裁判所が一切の状況を考慮し得られた心証に基づき、相当な額を認定し得ることとなります。なお、当該補償金の実体法上の根拠は他に不見当であるため、本法自体がその根拠となるものと解されます(この点は、本法が手続法とされることの例外ともいえます)。

逆に言いますと、台湾に拠点を有する日本企業にとっては、使用者側として、今以上に個別対応に悩む局面が生じる可能性も考えられます。特に人事労務担当者において同法のポイントを正しく理解するとともに、前述いたしました現地での給与明細や出勤記録の見直し及び整備等、本法の施行までに採り得る個別具体的な準備を漸次進めておかれることをお勧めいたします。

以上



ソン インチエン
孫 櫻倩

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 外国法パートナー*

i_sun@jurists.co.jp

2003年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2014年外国法事務弁護士登録(第一東京弁護士会)。2003-2006年台北の寰瀛法律事務所(Formosan Brothers 法律事務所)ほかにて勤務。日本を拠点として活動する数少ない台湾弁護士の一人として、M&A、ファイナンス、国際取引全般、独占禁止法、および知財争訟等を中心に、日台間の幅広い渉外案件に従事。

*外国法共同事業を営むものではありません。



キ キンカン
紀 鈞涵

西村あさひ法律事務所 フォーリンアトニー

c_chi@jurists.co.jp

2005年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2005-2012年台北の萬國法律事務所(Formosa Transnational Attorneys at Law)にて勤務。M&A、労務、コンプライアンス、一般企業法務、民商事紛争ほか日本企業が直面する台湾関連の法務問題全般に関し、総合的なリーガルサービスを提供。

Ⅱ. フィリピンにおける支配株主に対する登記制度の導入について

執筆者: 佐藤 正孝、Michelle Marie F. Villarica

フィリピンでは、フィリピン証券取引委員会(Securities Exchange Commission)(「SEC」)が 2018 年 11 月 27 日に Memorandum Circular No.17 を公表し、実質株主・支配株主(beneficial owner)(「支配株主」)の情報を会社登記簿(General Information Sheet)(「GIS」)に開示することが義務づけられました。当該 Memorandum Circular No.17 自体は、2019 年 1 月から有効になっておりましたが、支配株主の情報を記載するための GIS のフォーマットが作成されておらず、支配株主の開示ができない状態にありました。もっとも、SEC は 2019 年 2 月 28 日に Notice を発行し、支配株主情報の記載欄を含む GIS の新フォームを公表し、当該 GIS の新フォームは 2019 年 6 月 30 日から使用可能となることが公表されました。そのため、支配株主の開示制度の運用は、同日から開始されることとなります。

この支配株主開示の制度は、マネーロンダリング対策法の執行を補助する目的で導入されたものですが、同時に、実質的な外資企業の持分比率についても一般公開される GIS から把握できることとなります。監督官庁が、GIS を利用した外資規制の遵守状況を積極的に調査することまでは想定されておりませんが、今後の運用には留意が必要となります。

そこで、今回導入された支配株主の情報開示について解説します。

1. 支配株主の定義

支配株主とは、①会社を究極的に所有又は支配する者、又は②会社に対して究極的な効果的支配権を及ぼす者をいう、と定義されています。究極的な効果的支配権とは、事実上の支配権、支配権の連鎖、又は直接支配以外の手段を通じて所有権又は支配権を行使する場合をいい、(i)直接又は間接に 25%以上の議決権を保有する場合(なお、間接保有には、居所を同一にする一親等の親族による保有、同じ組合の組合員による保有、又は自己が支配株主である子会社による保有が含まれます。)、(ii)取締役会その他類似する機関の過半数を指名する権限を有している場合、(iii)経営又は方針に支配的な影響を及ぼす場合、又は(iv)取締役会その他の類似する機関の過半数の構成員が、正式なものか否かを問わず事業の運営に関する指示に従うことが習慣又は義務づけられている場合を含むものとされています。

上記(iv)のとおり、株主間契約等の契約がない場合でも、他の株主及び取締役が特定の者の指示に従うことが事実上了解されている場合も、当該特定の者は支配株主として情報を開示することが義務づけられますので留意が必要です。

2. 情報開示の時期

フィリピンの会社において、支配株主に該当する者が生じた場合、7 日以内に SEC に情報開示を行わなければなりません。

3. 支配株主の情報開示

支配株主がいるフィリピンの会社は、支配株主の氏名、居住地、国籍、租税番号及び持株割合を開示しなければなりません。また、支配株主が複数の階層に分れている場合、全ての階層の株主についての情報の開示が要求されます。

支配株主の情報開示の申請を行うのは、支配株主ではなく、フィリピンの会社になります。当該会社が支配株主の情報を開示しなかった場合、会社法に基づき、5,000 ペソ以上 2,000,000 ペソの罰金等が課されるリスクがあります。また、フィリピンの会社の株主が、会社からの調査に対して応答する義務までは明示的に課されていませんが、SEC は事業所に立ち入り、資料調査を行う権限を有すること、及びその他の調査権を行使できると規定されています。さらに、SEC は、会社法に違反した株主に対しても罰則を課す権限を有していますので、支配株主の開示義務に違反した株主も一定の範囲で責任を負うリスクは全くないわけではありません。

以上



さとう まさたか
佐藤 正孝

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士
m_sato@jurists.co.jp

2011年9月から2013年4月までハノイ事務所で勤務し、ベトナムでの企業進出、M&A およびコーポレート案件全般に関するアドバイスを行う。その後、フィリピンの大手法律事務所に出向し、2014年からシンガポールオフィスで勤務。シンガポール法弁護士(FPC)を有し、現在は、主にアジア諸国における出資、合併、買収等の M&A 案件、コーポレート案件等に広く携わる。



ミシェル マリエ F. ヴィラリカ
Michelle Marie F. Villarica

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 フォーリンアトニー
michelle.villarica@jurists.jp

2011年にアテネオ・デ・マニラ大学ロースクール卒業(J.D.)。2012年にフィリピン弁護士登録。2016年英国スコットランドのエディンバラ大学ロースクールでLL.M.を取得。2017年にシンガポール外国弁護士登録。西村あさひ法律事務所に参画前は、フィリピンマニラ所在の法律事務所に勤務し、M&A、プロジェクト開発案件に関与。現在、M&A、合併会社および一般企業法務等にも従事している。

Ⅲ. ベトナム 太陽光および風力発電の FIT 制度に関する最新動向

執筆者: 今泉 勇

1. はじめに

近時、ベトナムでは、その地理的・地形的特長を生かし、太陽光、風力等の再生可能エネルギー事業への投資に関心が集まっています。本稿では、再生可能エネルギー事業の実現可能性(フィージビリティ)を検討する上で重要となる、固定価格(Feed in Tariff: FIT)買取に関する法規制の最新動向について概説します。

2. 太陽光発電の FIT

現在の太陽光発電事業の FIT については、2017 年 4 月 11 日付首相決定 11/2017/QD-TTg(以下「首相決定 11 号」という。)によって規定されていますが、同決定が対象とするのは、2019 年 6 月 30 日までに商業運転が開始された太陽光発電所に限られています。

ベトナム商工省(以下「MoIT」という。)は、2019 年 2 月 22 日、首相決定 11 号に代わる新たな FIT 制度の案として、第 3 次決定案(以下「第 3 次ドラフト」という。)を公表しています。第 3 次ドラフトは、まだ検討中の案であるため、今後の議論の動向を注視する必要がありますが、以下、現行の首相決定 11 号と第 3 次ドラフトとの間の主要な相違点を整理します。

	項目	首相決定 11 号	第 3 次ドラフト
1.	商業運転日の期限	2019 年 6 月 30 日	未定
2.	プロジェクトの種類	以下の二種類 (i) 系統連系型太陽光発電プロジェクト (ii) 屋上型太陽光発電プロジェクト	首相決定 11 号の分類をさらに細かく分類 (i) 系統連系型太陽光発電プロジェクト - 水上太陽光発電 - 地上太陽光発電 - 太陽光発電(統合貯蔵システム) (ii) 屋上式太陽光発電プロジェクト - 家庭用電気販売業 - 家計消費 - 直接電気取引 - 電気取引仲介業
3.	FIT 価格	9.35 US セント/kWh	プロジェクトの種類および地域ごとに異なる。詳細は末尾表を参照。 - 種類:(i)水上太陽光発電、(ii)地上太陽光発電、(iii)太陽光発電(統合貯蔵システム)、(iv)屋上式太陽光発電 - 地域:ベトナムの北部、中部、南部
4.	購入者の全量買取義務	関連規定なし	電力購入者(すなわち、EVN)は、電力網によって許可された条件内で、系統連系型および屋上式太陽光発電プロジェクトから生成されるすべての電力を購入する責任を負う。

3. 風力発電の FIT

風力発電の FIT 制度については、従前、2011 年 6 月 29 日付首相決定 37/2011/QD-TTg(以下「首相決定 37 号」という。)により主に規定されていました。

これについて、2018 年 9 月 10 日付首相決定 39/2018/QD-TTg(以下「首相決定 39 号」という。)により首相決定 37 号が改正されています。両者の相違点は、主として以下の通りです。なお、MoIT は、2019 年 1 月 15 日付円 2/2019/TT-BCT を発行し、風力発電事業の電力購入契約改訂版(2019 年 2 月 28 日発効)を含む、首相決定 39 号に基づく改訂を実施するというルールも公表しています。

	項目	首相決定 37 号	首相決定 39 号
1.	商業運転日の期限	該当なし	2021 年 11 月 1 日
2.	FIT 価格	7.8 US セント/kWh	陸上プロジェクト: 8.5 US セント/kWh 洋上プロジェクト: 9.8 US セント/kWh
3.	風力発電プロジェクトの新しい定義	関連規定なし	陸上プロジェクトとオフショアプロジェクトの定義が補足される。

(参考) 第 3 次ドラフトによる太陽光発電 FIT 価格表

プロジェクトの種類	地域 1(北部 28 省) ⁹		地域 2(中央 6 省) 関税 ¹⁰		地域 3(中央高地および南部 23 省)関税 ¹¹		地域 4(中央 6 省) 関税 ¹²	
	VND/kWh	US cent/kWh	VND/kWh	US cent/kWh	VND/kWh	US cent/kWh	VND/kWh	US cent/kWh
1. 水上太陽光発電	2,159	9.44	1,857	8.13	1,664	7.28	1,566	6.85
2. 地上太陽光発電	2,102	9.20	1,809	7.91	1,620	7.09	1,525	6.67
3. 太陽光発電(統合貯蔵システム)	-	-	-	-	1,994	8.72	1,877	8.21
4. 屋上太陽光発電	2,486	10.87	2,139	9.36	1,916	8.38	1,803	7.89

以上



いまいずみ いさむ
今泉 勇

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士

i_imaizumi@jurists.co.jp

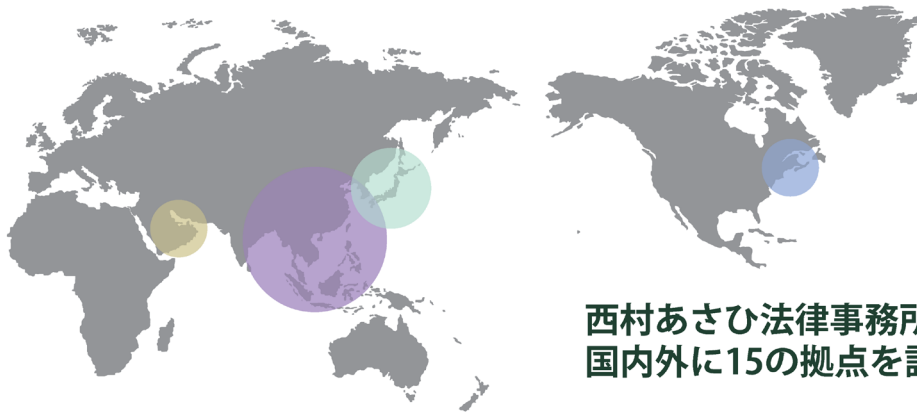
2006年弁護士登録。国内案件における M&A、一般企業法務の経験を生かし、ベトナム・インド・ミャンマー等のアジア各地の新興国へ進出・展開する日系企業案件を担当。2012-2013年インドの Khaitan & Co 法律事務所への出向、東京事務所での集中的なアジア業務対応、2016年3月以降ホーチミン事務所での駐在勤務経験を経て、2017年5月より東京事務所に復帰。

⁹ Ha Giang, Bac Kang, Bao Kang, Tuene Nguen, Thai Nguyen, Lao Bai, Lang Son, Quang Ninh, Phu Tho, Vinh Giuc, Bac Ginang, Hai Duong, Hanoi, Hanoi, Bac Ninh, Hunh, Hang Yen, Hai Phong, Ninh Binh, Thi Binh, Hanh, Quang Binh, Thanh Haa, Lai Cha

¹⁰ Quang Tri, Dien Bien, Thua Thien Hue, Quang Nam, Da Nang, Quang Ngai

¹¹ Kon Tum, Ca Mau, Hau Ginh, Binh Dinh, Bac Lieu, Kien Ginang, Soc Tran, Can Tho, Vinh Long, Tran Vinh, Lam Dong, Ben Tre, Tien Giang, An Giang, Dak Nong, Dong Nai, Dong Thap, Ba Ria-Vung Tau, Long, Binh Duong, Binh

¹² Phu Yen, Gia Lai, Dak Lak, Khanh Hoa, Ninh Thuan, Binh Thuan



西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に15の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 伊藤剛志
藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 臼杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@jurists.co.jp
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer

ドバイ駐在員事務所

Tel +971-4-253-3646
E-mail info_dubai@jurists.jp
代表 中島和穂
駐在代表 森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228
E-mail info_bangkok@jurists.jp
代表 小原英志
タイパートナー* Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@jurists.jp
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@jurists.jp
首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*¹

Walangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
代表 Luky Walangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@jurists.jp
カウンセラー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

ヤンゴン

Tel +95-1-382632
E-mail info_yangon@jurists.jp
代表 湯川雄介

Okada Law Firm (香港)*²

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp
代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。